

答弁書第一二三号

内閣参質一九六第一一三号

平成三十年六月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員川田龍平君提出精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

先の答弁書（平成三十年四月十七日内閣参質一九六第六三号）六及び七についてでお答えしたとおり、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の交渉の過程においては、同意に基づかない強制治療及び強制入院が、ごく例外的な場合であって、また、障害の存在そのものを理由とするのではなく、自傷他害のおそれがある場合等には、適法に行われ得ることについて、おおむね意見が収れんしたものと認識しており、政府としては、当該認識の下、同条約を締結した。

二について

お尋ねについては、多数国間の協議で行われた議論の内容に関する事柄であり、既に明らかにされていること以上の詳細については、お答えを差し控えたい。

